

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	特別障害者手当等支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、特別障害者手当等支給事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

特別障害者手当等支給事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

公表日

平成29年10月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別障害者手当等支給事務
②事務の概要	<p>当該事務は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年7月2日法律第134号)に基づく特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の認定等の事務である。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務(特別障害者手当/障害児福祉手当)2. 届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(特別障害者手当/障害児福祉手当/経過的福祉手当)3. 手当認定等に係る資料の提出等の求めに関する事務(特別障害者手当/障害児福祉手当/経過的福祉手当)4. 経過的福祉手当の支給に関する事務
③システムの名称	福祉共通システム、障害者(児)福祉システム、共通基盤システム、統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
#特別障害者手当等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番47 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第38条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	#番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1. 別表第二における情報提供の根拠 [別表第二]第三欄(情報提供者)が「市町村長」または「都道府県知事等」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報」又は「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報」が含まれる項(19,26,56の2,87の項) [主務省令]第13条の2,第19条,第30条,第44条 2. 別表第二における情報照会の根拠 [別表第二]第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務」又は「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉の支給に関する事務」又は「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する事務」又は「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務」が含まれる項(67,68,69,85の項) [主務省令]第38条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課
②所属長	眞鍋 昭生
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	堺市 市長公室 広報部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL.072-228-7439
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

健康福祉局障害福祉部障害者支援課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-228-7510

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	長尾 正志	眞鍋 昭生	事後	
平成28年7月1日	対象人数	平成27年4月13日時点	平成28年4月13日時点	事後	
平成28年7月1日	取扱者数	平成27年4月13日時点	平成28年4月13日時点	事後	
平成28年7月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	2. 氏名の変更又は居住地の移転に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務（特別障害者手当／障害児福祉手当／経過的福祉手当）	2. 届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務（特別障害者手当／障害児福祉手当／経過的福祉手当）	事前	
平成29年10月3日	2. 特定個人情報ファイル名	特別児童扶養手当情報ファイル	特別障害者手当等情報ファイル	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月3日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>1. 別表第二における情報提供の根拠 第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報」又は「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報」が含まれる項(19,26,56の2,87の項)</p> <p>2. 別表第二における情報照会の根拠 第二欄(事務)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務」又は「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉の支給に関する事務」又は「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する事務」又は「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務」が含まれる項(67,68,69,85の項)</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>[別表第二]第三欄(情報提供者)に「市町村長」または「都道府県知事等」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報」又は「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報」が含まれる項(19,26,56の2,87の項) [主務省令]第13条の2,第19条,第30条,第44条</p> <p>2. 別表第二における情報照会の根拠 [別表第二]第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務」又は「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉の支給に関する事務」又は「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する事務」又は「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務」が含まれる項(67,68,69,85の項) [主務省令]第38条</p>		
平成29年10月3日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番47	番号法第9条第1項 別表第一 項番47 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第38条		

